

「国際経済内の商標登記簿への登録」と称する勧誘にご注意

日本国で近年商標登録した日本の商標権者のもとに、フランスを発信国としたリヒテンシュタイン公国の私的企業から、標記 DM が多数届いています。この文面では、恰も申込むと公的登録機関の登記簿に登録され「国際経済内」(EU?) で法的に証明されるかのように紹介されています。しかし、DM の所在地、FAX 番号には別企業が存在し、登記先企業の存在を確認できません。また、「登記簿」とは同社が発行する CD-ROM を指していると思われます。

このような私的登録に法的効果は全くありません。登録代金(165,500 円)を払い込んだ者の商標を CD-ROM に掲載し、その CD-ROM を頒布するだけの紛らわしい行為です。

さらに、EU 経済域内で商標登録出願をしていない権利をこの登録により公表すると冒認(盗用)される虞もあります。なお、同様の勧誘は EU 経済域内の他国からもあるようです。

【問合せ先】 日本弁理士会 業務国際課 鈴木宛 電話 03-3519-2703